

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで  
成人式の際、国民年金への加入案内があったことを契機に、加入手続を行った。納付の案内があった国民年金保険料については、全て納付しているため、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、昭和47年3月の婚姻等による国民年金被保険者の種別変更の手続を適切に行っているほか、当該婚姻に伴い、国民年金に任意加入していることが確認できるなど、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が、申立期間当時に住み込みで勤務していた事業所の事業主の供述から、申立期間当時、申立人と一緒に住み込みで同事業所に勤務していたことが確認できる同僚に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和46年5月8日以降に申立人と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及び当該同僚の加入手続は、同時に行われたものと考えられるところ、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能である上、前述の同僚に係る国民年金被保険者台帳から、当該同僚は、45年5月から同年9月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できることからすると、納付意識の高かった申立人も、申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、45年4月から46年7月までについては2万円、同年8月及び同年9月については2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から46年10月1日まで

昭和45年3月21日付けでA社に臨時職員として採用され、同年7月31日までの期間は同社C支社に、同年8月1日から46年2月28日までの期間は同社D支社に、同年3月1日から同年4月30日までの期間は同社E支社に、同年5月1日から同年9月30日までの期間は同社F支社に勤務した。

私と同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年10月1日までの期間については、G社が提出した申立人の履歴書及び同社の回答から、申立人は、当該期間において、A社に臨時職員として勤務（昭和45年4月1日から同年7月31日までの期間はA社C支社に、同年8月1日から46年2月28日までの期間は同社D支社に、同年3月1日から同年4月30日までの期間は同社E支社に、同年5月1日から同年9月30日までの期間は同社F支社にそれぞれ勤務。）していたことが確認できる。

また、申立人が臨時職員として昭和45年4月1日から同年7月31日までの期間において勤務したA社C支社の元上司は、「正職員として採用されること

を前提に臨時職員として勤務していた者は、全て厚生年金保険に加入していた。申立人も正職員として採用されることを前提とした試験に合格して採用されたため、A社C支社に配属された時点から厚生年金保険に加入しており、保険料も控除されていた。」と供述している。

さらに、「臨時職員等社会保険事務処理規程」によると、A社は、昭和38年10月1日から、臨時職員等を厚生年金保険に加入させたことが確認できるところ、G社から履歴書の提示を受けた同僚のうち、申立人と同じ45年3月にA社に臨時職員として採用された3人の同僚も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が同じで、昭和45年4月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、前述の履歴書により、申立人と同程度の期間について、臨時職員として勤務したことが確認できる同僚二人に係る前述の被保険者原票の記録から、同年4月から46年7月までを2万円、同年8月及び同年9月を2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における前述の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年9月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和45年3月21日から同年4月1日までの期間については、前述の申立人の履歴書及びG社の回答から、申立人が当該期間においてA社に臨時職員として勤務（昭和45年3月21日から同年3月31日までの期間においてA社C支社に勤務。）していたことは確認できるものの、前述の3人の同僚、G社及びB社から聴取しても、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者原票に、当該期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の被保険者原票から、前述の3人の同僚も、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案552

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月10日から34年3月30日まで  
② 昭和35年8月21日から44年1月31日まで

昭和32年6月から34年3月までの間及び35年8月から44年1月までの間、A社に勤務した。当該期間について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険番号の前後100人の被保険者のうち、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和44年1月31日に前後する42年8月から45年7月までの期間に被保険者資格を喪失し、その喪失時点において脱退手当金の受給要件を満たす女性は7人であることが確認できる上、そのうち5人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、5人全員が被保険者資格の喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることから、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、前述の申立人に係る被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和44年1月31日から約2か月後の同年4月21日に脱退手当金の支給が決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月5日から57年5月1日まで

昭和47年1月から57年4月までの間、A社（現在は、B社）に勤務した。当該期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与月額の半分程度の額と記録されている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を実際の給与支給月額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者は、申立人を含む9人であったことが確認できるところ、いずれの被保険者も、標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人及びB社の取締役が、申立人と同格で、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたと供述する二人の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が他の同僚に比べて高額であった事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案554

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月24日から29年8月10日まで  
昭和25年2月から29年8月までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後100人の被保険者のうち、脱退手当金の制度改正が行われた昭和29年から通算年金制度が創設される36年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その喪失時点において脱退手当金の受給要件を満たす女性の被保険者は15人であることが確認できる上、そのうち14人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち12人については、被保険者資格の喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることから、事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性が高いものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立期間に係る脱退手当金を支給した旨の記載が確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和29年8月10日から10日後の同年8月20日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。